

○三原市伝統文化保護育成事業費補助金交付要綱

平成17年3月22日

要綱第32号

(趣旨)

第1条 この要綱は、三原市補助金等交付規則（平成17年三原市規則第56号）によるもののほか、地域の伝統文化の振興並びに世代間の交流及び活性化を図るため、市内各地域における文化財の掘り起こし、継承、育成等の事業（以下「伝統文化保護育成事業」という。）に要する経費に対する補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助対象事業は、次に掲げる事業で市長が伝統文化保護育成事業として適当と認めるものとする。ただし、国又は県から補助金を受けるもの及びやっさ踊り振興に係る事業は除く。

(1) 伝統文化保護育成保存事業

- ア 建造物
- イ 美術工芸品
- ウ 無形文化財
- エ 民俗文化財
- オ 記念物
- カ 埋蔵文化財

(2) 伝統文化保護育成保存施設整備事業

- ア 文化財保存施設
- イ 美術工芸品
- ウ 民俗文化財

2 補助事業の基準等は、別表に定めるとおりとする。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、補助対象事業に必要な備品等の整備とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1とする。ただし、補助金の限度額は、50万円とする。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、補助金の交付申請があったときは、当該申請に係る事業内容が伝統文化保護育成事業として適当かどうかを審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行うものとする。

(委員会)

第6条 前条の審査をするため、三原市伝統文化保護育成事業検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、会長、副会長及び委員で組織する。

3 会長は、教育部長をもって充て、会務を総理する。

4 副会長は、経営企画部長をもって充て、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときはその職務を代理する。

5 委員は、財務部長、文化課長、財政課長及び経営企画課長をもって充てる。

附 則

この要綱は、平成17年3月22日から施行する。

附 則（平成20年4月1日三原市要綱第50号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年4月1日三原市要綱第51号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年4月1日三原市要綱第35号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年7月4日三原市要綱第83号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月30日三原市要綱第28号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

伝統文化保護育成保存事業	
1	補助事業対象団体 (1) 三原市内において伝統文化保護育成保存活動を行う団体等であること。 (2) 組織運営に関する会則、規約等を有すること。 (3) 市内に事務所又は活動拠点があること。 (4) 活動実績又はその見込みがあること。
2	建造物及び美術工芸品は指定物件に限る。
3	補助対象経費 (1) 修繕、復元、解体及び移築に関する経費 (2) 公開及び記録保存用の消耗品、印刷費及び会場使用料 (3) 伝統文化に直接係わる備品、装身具及び管理費 (4) 個人に帰属するものは対象外とする。
伝統文化保護育成保存施設整備事業	
1	補助事業対象団体 (1) 三原市内において伝統文化保護育成保存活動を行う団体等であること。 (2) 組織運営に関する会則、規約等を有すること。 (3) 市内に事務所又は活動拠点があること。 (4) 活動実績又はその見込みがあること。
2	保存事業を推進していく上で必要な保存施設、表示板及び保存設備（警報器、消火栓、避雷針等）等とする。
3	補助対象経費 (1) 修繕、復元、解体及び移築に関する経費 (2) 個人に帰属するものは対象外とする。